

公民館事業委託要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公民館で実施する公民館事業の運営を委託することによつて、公民館事業の効率的な運営を図ることを目的とする。

(委託の方法)

第2条 前条の目的を達成するために、公民館に公民館事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置し、公民館事業の一部を委託するものとする。

(推進委員会)

第3条 推進委員会の委員は社会教育関係団体及び学級、教室等の代表者から公民館長が委嘱するものとする。

2 推進委員会の会長は、公民館長をもつて充てるものとする。

(委託の事業)

第4条 公民館事業のうち推進委員会に委託して実施する事業は、社会教育法の本旨に基づき次の各号に掲げるものとする。

- (1) 社会教育法第22条第1号に定める定期講座の開設
- (2) 同条第2号に定める討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催
- (3) 同条第4号に定める体育、レクリエーション等に関する集会の開催
- (4) その他教育委員会が認める事業

(委託事業の企画実施)

第5条 前条に定める各事業の企画、実施にあつては、公民館運営審議会に諮るものとする。

(委託契約)

第6条 公民館事業を委託して実施する場合は、第2条に定める推進委員会と、別に定める公民館事業委託契約書に基づき委託契約を締結するものとする。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。